平成２７年（フ）第４０４号
埼玉県幸手市栄５番10―205号
債務者　上田　大作
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４１０号
さいたま市岩槻区城南４丁目４番10号　Ｂ205
債務者　永井　淳子
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９１号
埼玉県北葛飾郡松伏町松葉１丁目６番地12　ハイカム21Ｂ102号
債務者　石巻　裕美（旧姓塩山）
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１０９号
埼玉県春日部市粕壁6762番地９
債務者　板橋　信一
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１４４号
埼玉県三郷市早稲田４丁目１番地１号棟206号
債務者　杉山　智代
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１４７号
埼玉県八潮市大字伊草24番地１
債務者　谷上奈緒子
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１４９号
埼玉県八潮市八潮６丁目15番地26　メゾンフローラルⅡ102号室
債務者　近藤ヤエ子
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２３号
新潟県燕市五千石3294番地　コーポラス平沢25号
債務者　長谷川　弘
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第２６号
新潟県燕市花園町８番19号
債務者　井上　充弘
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第８２号
静岡県裾野市須山1446番地の15
債務者　島崎　光功（旧姓堀）
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第９０号
静岡県沼津市上香貫宮原町1535番地　フォレストガーデン201
債務者　鈴木　尚美
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第９１号
静岡県三島市壱町田273番地の８　メゾンつつじケ丘弐番館202
債務者　佐藤　勇登
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第９２号
静岡県三島市壱町田273番地の８　メゾンつつじケ丘弐番館202
債務者　佐藤かおる
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第９７号
静岡県熱海市上多賀461番地の１　山田アパート101
債務者　熊田　芳光
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第８９号
静岡県富士市伝法2791番地の21
債務者　井口まさ子
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１６号
静岡県掛川市千浜4466番地の１　ベリー千浜Ⅱ202
債務者　増田　　学
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第２１１２号
名古屋市北区楠２丁目964番地　市営北あじま荘302号、従前の住所名古屋市北区三軒町348番地
債務者　新田　幸代
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部